議案第４２号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和３年３月４日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

（八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第１条　八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例） ３　第３条に定めるもののほか、感染症防疫等作業手当は、＿＿＿

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための保健手当の特例） ３　第４条に定めるもののほか、保健手当は、新型コロナウイルス感染症（**病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。**）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る次の各号に掲げる業務に従事した職員で、八幡浜市職員の給与に関する条例の適用を受けるものに支給する。 (1)～(3)　（略） ４・５　（略）	附　則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための保健手当の特例） ３　第４条に定めるもののほか、保健手当は、**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する**新型コロナウイルス感染症（**以下「新型コロナウイルス感染症」という。**）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る次の各号に掲げる業務に従事した職員で、八幡浜市職員の給与に関する条例の適用を受けるものに支給する。 (1)～(3)　（略） ４・５　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行うため。